

# 資 料

## ( 目 次 )

資料 1	広島県の森林・林業の統計データ .....	39
資料 2	ひろしまの森づくり事業評価委員会 設置要綱, 開催状況 .....	42
資料 3	ひろしまの森づくり県民税条例 .....	45
資料 4	ひろしまの森づくり基金条例 .....	47
資料 5	ひろしまの森づくり基金の状況と事業費の推移 .....	49
資料 6	定量的評価の算出根拠 .....	50
資料 7	平成 22 年度ひろしまの森づくり 県民アンケート調査報告書 (個人・企業) .....	57
資料 8	県民から寄せられた意見 (パブリックコメントの結果) .....	70



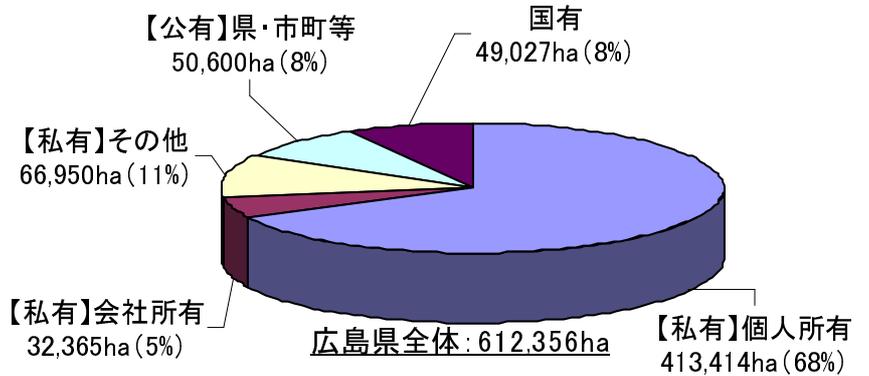
広島県の森林・林業の統計データ

○森林資源の状況

本県の森林面積は612千haで、県土（848千ha）の72%を占めています。

森林の所有形態別では、個人所有の私有林が413千haと、全体の68%を占めています。

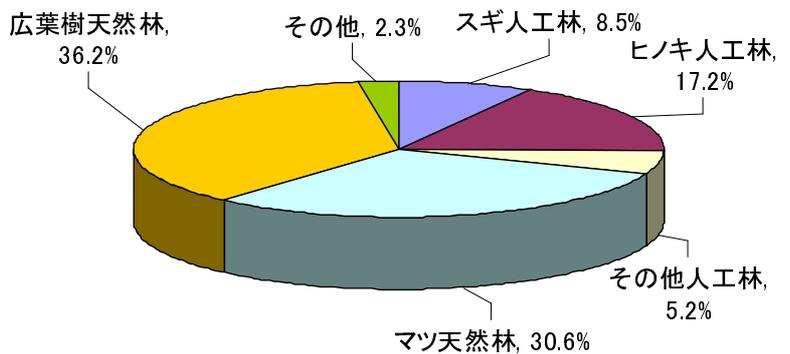
所有形態別森林面積



民有林の林種別面積割合

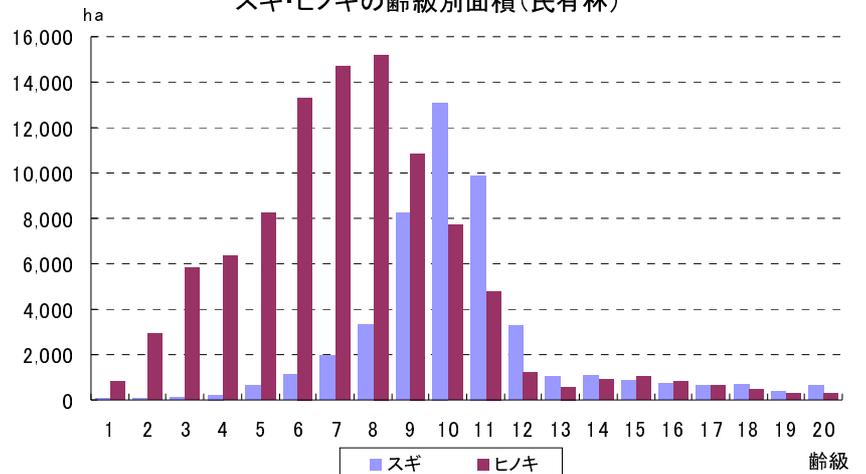
民有林（私有+公有）の林種別構成は、スギやヒノキの人工林とマツの天然林、広葉樹の天然林がそれぞれ約1/3ずつです。

そのスギ、ヒノキの人工林は、主に戦後に植林されたものです。



スギは9～11齢級を中心に分布し、主伐期を迎えており、ヒノキは8齢級をピークとして分布し、今後主伐期を迎えます。

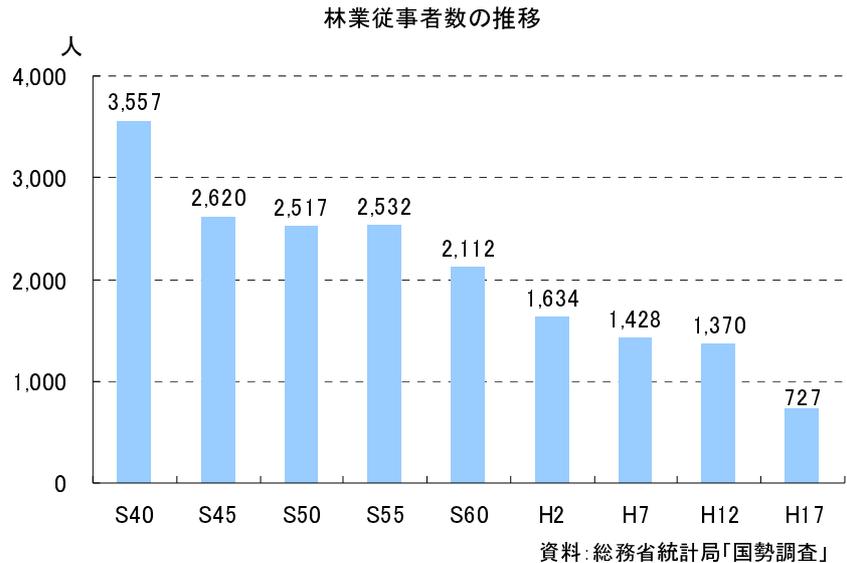
スギ・ヒノキの齢級別面積(民有林)



資料:上記いずれも広島県農林水産局調べ

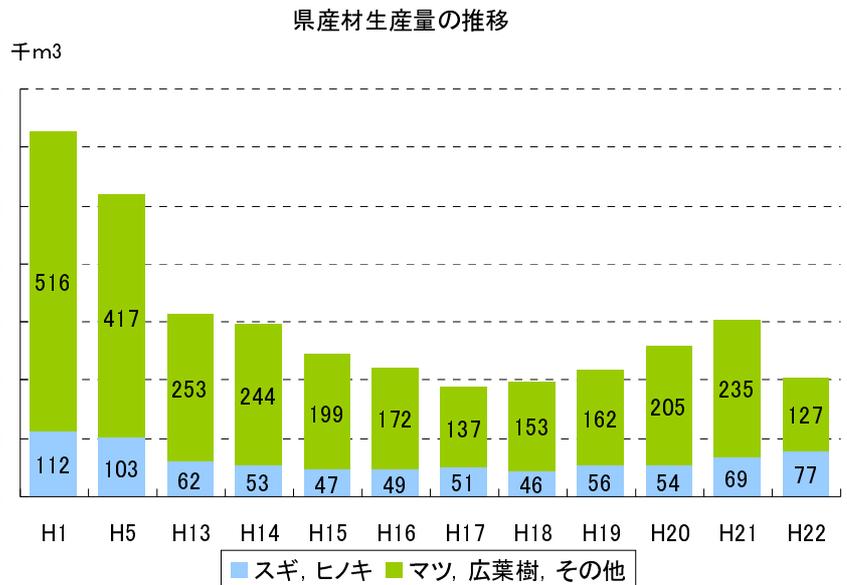
## ○林業従事者数の推移

広島県における林業従事者数は一貫して減少傾向にあります。



## ○県産材の生産量の推移

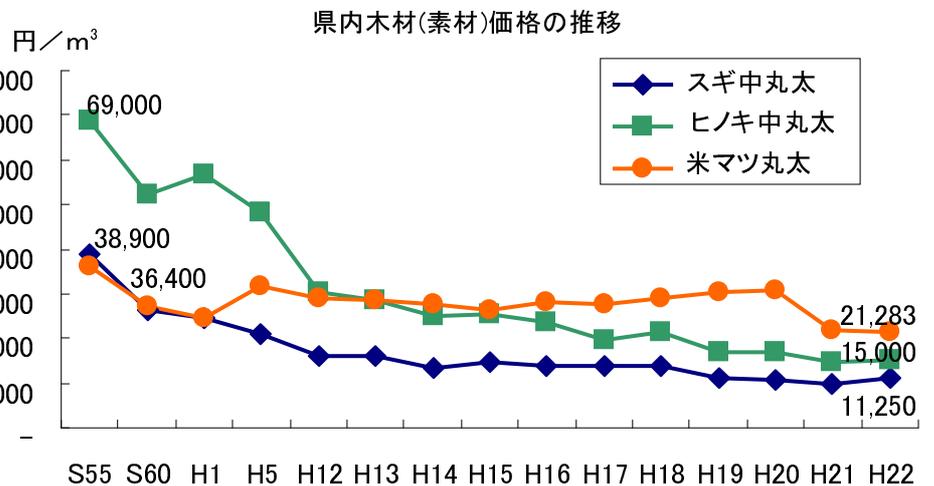
県産材の素材生産量は、近年回復傾向を見せていますが、その大半はマツ、広葉樹などであり、スギ、ヒノキの生産量は、微増に留まっています。



## ○県内木材価格の推移

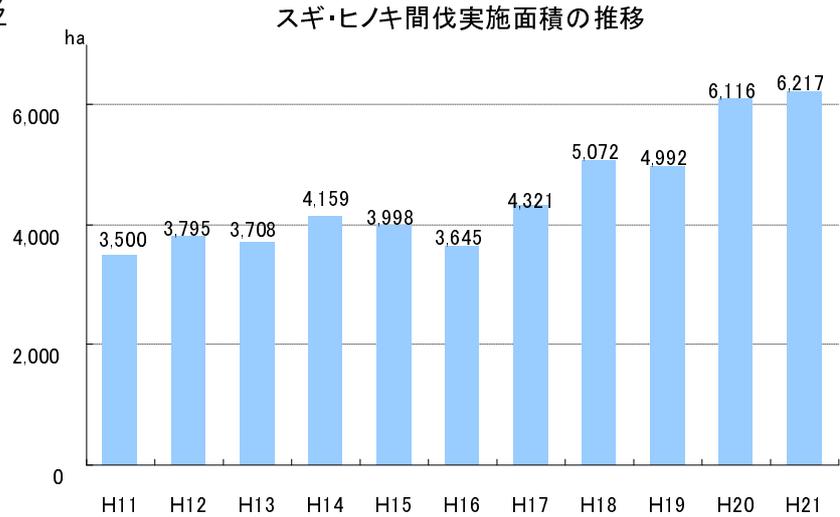
県内木材価格は、外材(輸入材)も含めて下落傾向が続いています。

特に平成20年(2008年)の、いわゆるリーマンショックの影響等により、平成21年には、全国の住宅着工戸数が100万戸を割り込んだことで、現在の日本の主要建築用材である外材が大きく値を下げ、県産材との価格差が縮まりました。



### ○スギ・ヒノキの間伐面積の推移

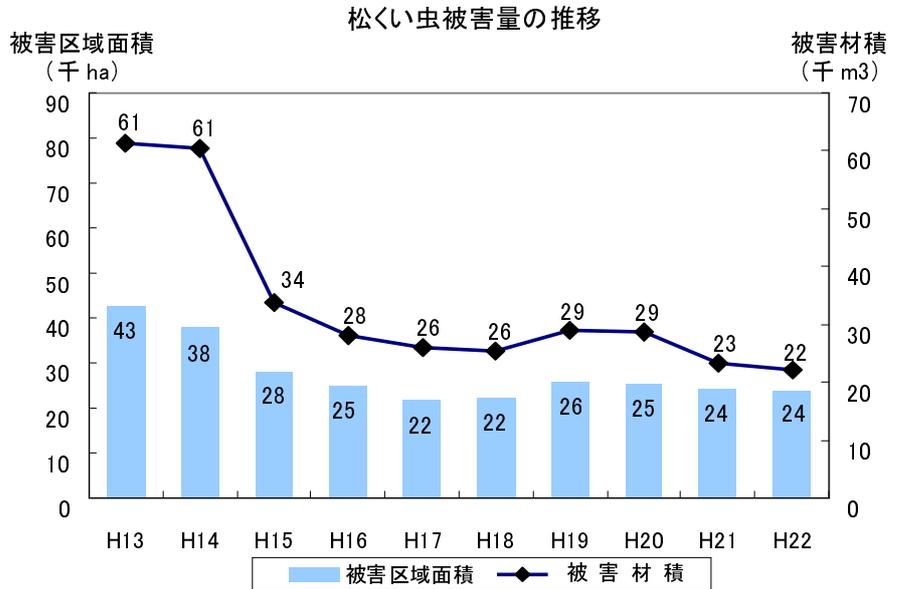
スギ・ヒノキの間伐面積は、平成18年度から取り組んでいる「低コスト林業団地」の成果や、平成19年度から取り組んでいる「ひろしまの森づくり事業」の実施によって、増加しています。



資料: 広島県農林水産局調べ

### ○松くい虫被害量の推移

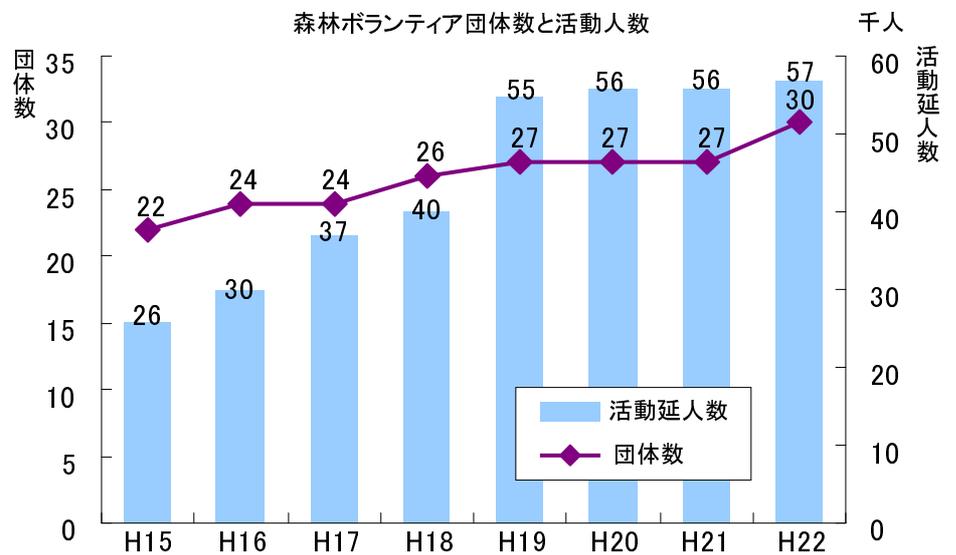
松くい虫被害量のピークは過ぎましたが、依然終息には至っていません。



資料: 広島県農林水産局調べ

### ○森林ボランティア活動の推移

平成19年度から導入した「ひろしまの森づくり県民税」を活用した様々な取組により、同年以降、森林ボランティア活動人数が飛躍的に伸びました。



※団体数は、「ひろしま緑づくりインフォメーションセンター」加入団体数

## ひろしまの森づくり事業評価委員会設置要綱

### (目的)

第1条 ひろしまの森づくり県民税条例（平成18年広島県条例第58号）により確保された財源の活用状況や成果を検証するとともに、平成24年度以降の事業継続の是非や事業見直し等について検討を行うため、ひろしまの森づくり事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 評価委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) ひろしまの森づくり事業（以下「事業」という。）の執行状況や事業の成果についての検証
- (2) 事業の継続の是非
- (3) 事業のあり方
- (4) 前号に掲げるもののほか、評価委員会の目的を達成するために必要な事項

### (構成)

第3条 評価委員会は、別紙の委員をもって構成する。

- 2 評価委員会には、委員の互選により座長を置く。
- 3 座長は、評価委員会の会務を総理し、評価委員会を代表する。
- 4 評価委員会内にワーキング会議を設置し、代表者は座長が兼務する。
- 5 ワーキング会議は、別紙の委員から座長が指名する者をもって構成する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、平成24年3月31日までとする。

### (評価委員会)

第5条 評価委員会は、座長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

- 2 評価委員会は、座長が議長となる。
- 3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名する委員がこれを代行する。
- 4 座長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

### (ワーキング会議)

第6条 ワーキング会議は、座長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

- 2 ワーキング会議は、座長が議長となる。
- 3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名する委員がこれを代行する。

### (事務局)

第7条 評価委員会及びワーキング会議の事務局は、農林水産局森林保全課において行う。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会及びワーキング会議の運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月26日から施行する。

(別紙)

ひろしまの森づくり事業評価委員会委員名簿

氏 名	役 職 等
伊 藤 敬 之	北広島町 副町長
上 田 久 子	広島県生活協同組合連合会 コープ・アドバイザー
川 口 洋 海	三原市 経済部長
佐 藤 義 則	広島県森林組合連合会 代表理事会長
立 木 陽 子	丸栄株式会社 代表取締役社長
戸 田 常 一 (※)	広島大学大学院社会科学研究科 教授
福 田 和 恵	公認会計士
藤 田 泉	県立広島大学生命環境学部 教授
村 田 和 賀 代	県立広島大学生命環境学部 准教授

《五十音順》

(※) … 座長

## 開 催 状 況

区分・回数	開催日	議 題	
評 価 委 員 会	第1回	平成23年5月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 評価委員会の設置及び評価の進め方等について</li> <li>(2) ひろしまの森づくり事業の執行状況や事業の成果について</li> <li>(3) 事業継続の是非及び事業のあり方について</li> <li>(4) その他</li> </ul>
	第2回	平成23年8月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ひろしまの森づくり事業評価委員会における事業評価について</li> <li>(2) ひろしまの森づくり事業の成果について</li> <li>(3) その他</li> </ul>
	第3回	平成23年9月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業実施による間接的（波及）効果等について</li> <li>(2) 事業継続の是非及び今後のあり方等について</li> <li>(3) 「ひろしまの森づくり事業評価委員会報告書」の作成について</li> <li>(4) その他</li> </ul>
	第4回	平成23年10月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ひろしまの森づくり事業の評価結果（報告書の最終取りまとめ）について</li> <li>(2) その他</li> </ul>
ワ ー キ ン グ 会 議	第1回	平成23年6月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 第1回評価委員会での確認・意見事項について</li> <li>(2) 評価の視点・項目及び手法について</li> <li>(3) その他</li> </ul>
	第2回	平成23年7月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 項目・機能別事業評価の分析等について</li> <li>(2) その他</li> </ul>
	第3回	平成23年8月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 第2回評価委員会における意見等について</li> <li>(2) 事業実施による間接的（波及）効果等について</li> <li>(3) 事業継続の是非及び今後のあり方等について</li> <li>(4) 「ひろしまの森づくり事業評価委員会報告書」の作成について</li> <li>(5) その他</li> </ul>

## ○ひろしまの森づくり県民税条例

平成十八年十二月二十六日  
条例第五十八号

ひろしまの森づくり県民税条例をここに公布する。

## ひろしまの森づくり県民税条例

(趣旨)

第一条 県は、森林の有する公益的機能の維持増進を図るとともに緑豊かな県土の形成に資する施策に要する経費の財源を確保するため、広島県税条例(昭和二十九年広島県条例第十六号。以下「県税条例」という。)に定める県民税の均等割の税率に関し、その特例としてこの条例の規定により加算した額を、ひろしまの森づくり県民税として課する。  
(個人の均等割の税率の特例)

第二条 平成十九年度から平成二十三年度までの各年度分の個人の均等割の税率は、県税条例第三十九条の規定にかかわらず、同条に定める額に五百円を加算した額とする。

(法人の均等割の税率の特例)

第三条 平成十九年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五十二条第二項第四号の期間に係る法人の均等割の税率は、県税条例第四十五条第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額に、当該額に百分の五を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第四十五条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「ひろしまの森づくり県民税条例(平成十八年広島県条例第五十八号)第三条第一項」とする。

(平二〇条例二一・平二二条例三〇・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

(特例)

2 平成十九年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であった者に係る第二条の規定の適用については、同条中「県税条例第三十九条」とあるのは「広島県税条例の一部を改正する条例(平成十七年広島県条例第四十一号)附則第二条第四項」と、「同条に定める額に五百円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される県税条例第三十九条に定める額に三百円」とする。

附 則(平成二〇年四月三〇日条例第二一号)抄

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。

(ひろしまの森づくり県民税条例の一部改正に伴う経過措置)

第八条 別段の定めがあるものを除き、第三条の規定による改正後のひろしまの森づくり県民税条例第三条の規定は、適用日以後に開始する

事業年度分の法人の県民税の均等割及び適用日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税の均等割について適用し、適用日前に開始した事業年度分の法人の県民税の均等割及び適用日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。

- 2 旧条例第三十四条第一項第四号に規定する法人でない社団又は財団に対して課する平成十九年度分の法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。
- 3 第三条の規定による改正後のひろしまの森づくり県民税条例第三条の規定(新条例第四十五条第一項の表の第一号イに掲げる法人に係る部分に限る。)は、平成二十年度以後の年度分の法人の県民税の均等割について適用し、法人税法第二条第五号の公共法人又は同条第六号の公益法人等で均等割のみを課されるものに対して課する平成十九年度分の法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。

附 則(平成二二年六月二八日条例第三〇号)抄

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十二年十月一日から施行する。

## ○ひろしまの森づくり基金条例

平成十八年十二月二十六日  
条例第六十二号

ひろしまの森づくり基金条例をここに公布する。

## ひろしまの森づくり基金条例

## (設置)

第一条 県土の保全、水源のかん養等の公益的機能を有する森林からすべての県民が恩恵を受けているとの認識の下に、森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的とし、森林の有する公益的機能の維持増進を図るとともに緑豊かな県土の形成に資する施策に要する経費の財源に充てるため、ひろしまの森づくり基金(以下「基金」という。)を設置する。

## (積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

## 2 ひろしまの森づくり県民税条例(平成十八年広島県条例第五十八号)

第二条及び第三条第一項の規定による加算額に係る収納額に相当する額は、この基金に積み立てる。

## (管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

## (運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

## (処分)

第五条 基金は、第一条の施策に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

## (繰替運用等)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

## (相殺のための取崩し)

第七条 知事は、基金に属する現金を預金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。)として金融機関等(預金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。)に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故(預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務(県が保証契約により負担するこ

ととなる債務を含む。)と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

ひろしまの森づくり基金の状況と事業費の推移

1. 基金の状況

区 分	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度 (見込)	5カ年計	備 考
	(単位：千円)						
積立							
税収見込 (①)	629,731	843,934	840,860	830,052	833,188	3,977,765	一般財源から税収見込額を積立て
前年度税収精算額 (②)	-	▲ 5,416	▲ 4,091	▲ 696	4,650	▲ 5,553	実収収額との差を翌年度に精算
運用益 (③)	-	-	1,689	9	1	1,699	
計 (a=①+②+③)	629,731	838,518	838,458	829,365	837,839	3,973,911	
前年度期末残高 (繰越) (b)	-	178,298	1,757	85	21,460	201,600	
合 計 (A = a + b)	629,731	1,016,816	840,215	829,450	859,299	4,175,511	
取崩額 (事業費) (B)	451,433	1,015,059	840,130	807,990	844,302	3,958,914	
期末残高 (A - B)	178,298	1,757	85	21,460	14,997		
税 収 入 額							
個人	589,271	669,891	668,584	657,744	657,944	3,243,434	
法人	35,044	169,952	171,580	176,958	175,244	728,778	
計 (④)	624,315	839,843	840,164	834,702	833,188	3,972,212	
税収見込との差額 (翌年度精算額②=④-①)	▲ 5,416	▲ 4,091	▲ 696	4,650	0	▲ 5,553	

2. 事業費の推移

区 分	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度 (当初予算)	5カ年計	備 考
	(単位：千円)						
実施主体							
市町	191,432	511,389	427,704	314,300	356,294	1,801,119	
市町	250,633	494,221	396,931	393,200	357,000	1,891,985	
県	9,000	9,000	15,000	99,000	129,000	261,000	県産材普及対策はH22年度から実施
県	369	449	495	1,490	2,008	4,811	
事業費計	451,433	1,015,059	840,130	807,990	844,302	3,958,914	

端数処理 (四捨五入) のため、計が合わない場合がある。